

# 覚 書

## 産業廃棄物排出についてのお願い

この度は、当社廃棄物処理システムをご利用頂き誠にありがとうございます。ご利用に先立ちまして、注意事項を以下に記載致しますので、内容をご確認の上ご利用くださいますようお願い申し上げます。尚、下記事項を順守頂けない場合は、当該廃棄物の処理が困難となる事がございますので、返品もしくは別途料金にて処理させて頂きます。宜しくお願い申し上げます。

### 1、処理可能品・不可品一覧

#### ①処理可能品(当社中間処理品目廃棄物)

- ◎廃プラスチック類(硬質、軟質)
- ◎ガラスくず及び陶磁器くず(ガラス、廃石膏ボード等)
- ◎がれき類(コンクリートがら、アスファルトがら等)
- ◎金属くず(鉄くず、非鉄金属)
- ◎木くず
- ◎紙くず(ダンボール等)
- ◎繊維くず(廃畳含む(別途料金が発生致します))

※下記②の不適合品が混入していた場合、基本返品をさせて頂きます。(返品回送料金目安 ¥5,000/回 )  
また、別途料金となりますが、当社にて運搬し他社処分場にて処理可能な廃棄物もございますので、不明な点は担当営業までご確認ください。

#### ②処理不可品(当社中間処理品目でない廃棄物)

- ◎蛍光灯、水銀灯
- ◎乾電池(アルカリ・マンガン)、紙筒の電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
- ◎各種バッテリー類、無停電装置、誘導灯等
- ◎コーキング材、シーリング材、接着材等(左記3品目中身入り及び、半練りの状態は全て不可)
- ◎生ごみ類 (弁当かす、食品残渣)、腐るもの・臭いがでるもの
- ◎内容物の入った容器 (缶詰め、消火器、コピーのトナー、スプレー缶)
- ◎ガスボンベ(プロパン、ヘリウム、窒素等)
- ◎テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機(廃家電リサイクル法対象品目)
- ◎燃え殻 (焼却灰)
- ◎廃油、廃液 (廃塗料、シンナー、油の付着した紙・ウエス等)、汚泥(泥状のもの)
- ◎引火性・発火性廃棄物(発煙筒、花火、ライター、マッチ等)
- ◎肥料、農薬、農薬の空き瓶(中身入り、容器未洗浄のものは不可)
- ◎鉄粉(マグネシウム含む)
- ◎ゴムキャタピラ、ゴムクローラー
- ◎フロンガス入り機器
- ◎PCB含有廃棄物(トランス、キュービクル、安定器)
- ◎石綿含有廃棄物(カラーベスト、スレート、サイディング、ケイカル板等)

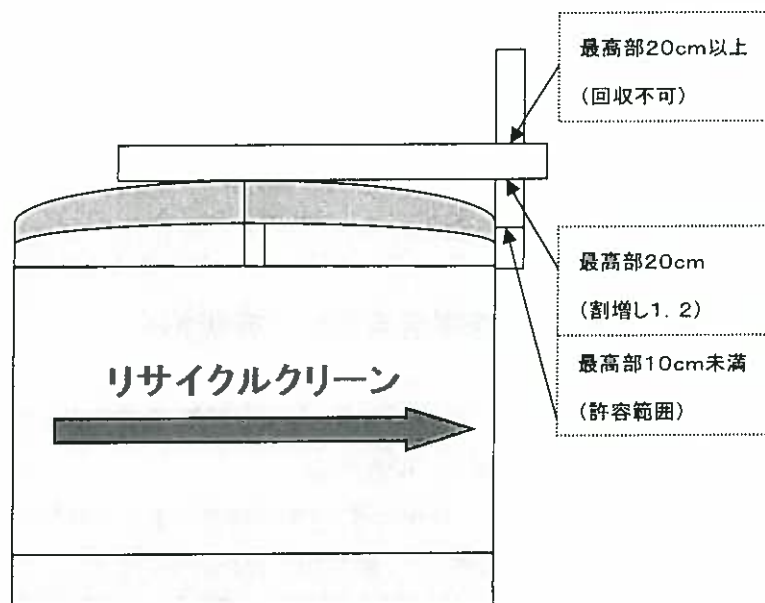
※石綿の含有・非含有がはっきりしない場合や、証明書等が無い場合は全て石綿含有廃棄物扱いとさせていただきます。

## 2、廃棄物の積載について

①積載量が定量を超える場合には、下記基準表を基に割増し料金を頂きます。また、極端に積載量が多い場合は収集運搬時の事故防止の為収集をお断りする場合がございます。

### 「数量割増し基準」

種類	容器上部からの最高部	割増し率	m3
フックロール (8.0m3)	10cm未満	許容範囲	8.80
	20cm未満	1.2	9.60
	20cm以上	回収不可	
種類	容器上部からの最高部	割増し率	m3
コンテナ (3.5m3)	10cm未満	許容範囲	3.85
	20cm未満	1.2	4.20
	20cm以上	回収不可	
種類	容器上部からの最高部	割増し率	m3
ミニコンテナ (1.5m3)	10cm未満	許容範囲	1.65
	20cm未満	1.2	1.80
	20cm以上	回収不可	



※20cm以上の積載となる場合は、別途コンテナ類をご注文いただくか、弊社ドライバーにて移し替え用のコンテナ類を持参しての作業とさせていただきます。  
(別途費用が発生致します。)

### ②重量物の積載について

コンクリートがら・アスファルトがら・瓦・ガラスくず等、重量廃棄物は、トンパック(1m3)、ミニコンテナ(1.5m3)をご利用願います。コンテナ・フックロールの容器満載まで積載しますと、重量オーバーとなり回収できない可能性がございます。

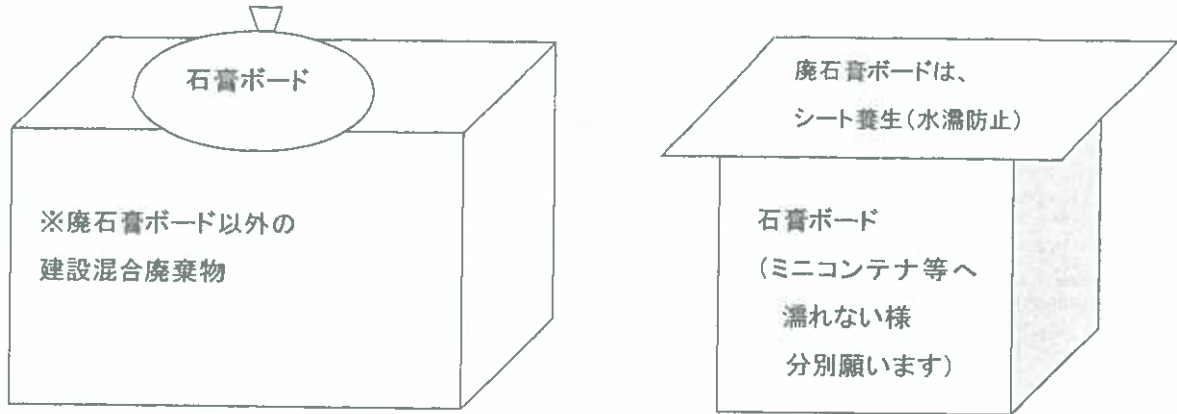
### ③少量廃棄物の回収について

積載量が少ない場合、処分費は0.5m3 単位での精算となりますが、収集運搬費は量の多少に関わらず1箱単位での精算となります。また、積載量がコンテナの8割以上となる場合も1箱単位での精算となります。

### 3、廃石膏ボード排出について

※建設系産業廃棄物のうち、<石膏ボード>は、下記の図の様に分別して排出願います。

1)トンパック(1m<sup>3</sup>)、ミニコンテナ(1.5m<sup>3</sup>)等での分別をお願い致します。その際はコンテナをシートで養生していただき、水濡れの無い様お願い致します。また、少量の場合は土嚢袋等で分別していただき、最後にコンテナの上部に載せて下さい。



2)廃石膏ボードには、新築系石膏ボードと解体系石膏ボードがありますが、混ざらない様分別をお願い致します。混入されていた場合は解体系石膏ボードでの清算となります。

尚、解体系石膏ボードは「モルタル付ボード」「リサイクル不可、選別困難品」が該当し、それぞれの性状毎に金額が増減致します。

※解体系石膏ボードの精算金額目安は下記の通りです

#### ①モルタル付ボード

トンパック	(1m <sup>3</sup> )	¥ 36,000-
ミニコンテナ	(1.5m <sup>3</sup> )	¥ 43,500-
コンテナ	(3.5m <sup>3</sup> )	¥ 95,500-
フックロール	(8m <sup>3</sup> )	¥ 208,000-

#### ②リサイクル不可、選別困難品

トンパック	(1m <sup>3</sup> )	¥ 51,000-
ミニコンテナ	(1.5m <sup>3</sup> )	¥ 66,000-
コンテナ	(3.5m <sup>3</sup> )	¥ 148,000-
フックロール	(8m <sup>3</sup> )	¥ 328,000-

以上

本覚書について(株)リサイクルクリーン( )より説明を受けました。

社 名

印

